

## 船舶事故調査報告書

令和6年11月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年9月28日の投籠作業開始時刻～17時12分ごろの間）
発生場所	北海道石狩市浜益漁港（浜益地区）南方沖 浜益港北防波堤灯台から真方位182°2.0海里（M）付近 （概位 北緯43°34.2′ 東経141°22.7′）
事故の概要	漁船第五十八海運丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八海運丸、4.4トン HK3-111074（漁船登録番号）、個人所有 11.0m（Lr）×2.95m×0.90m、FRP ディーゼル機関、330kW、平成2年11月8日 第200-42212号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年4月24日 免許証交付日 令和5年1月12日 （令和10年4月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東～南東、風力 1～3、視界 良好 海象：海上 平穏、海面水温 約23℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ひらつめかに籠漁（以下「かに籠漁」という。）の目的で、令和5年9月28日の朝に浜益漁港（幌地区）を出航し、浜益漁港（浜益地区）南方沖約2Mの海域（以下「本件海域」という。）で投籠作業を開始した。（写真1及び写真2参照）



写真1 本船の状況1



写真2 本船の状況2

僚船の船長は、07時～08時ごろ本件海域にいた本船を見た。

船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）の組合員は、12時ごろ、自家用車で移動中、本件海域にいた本船を見たが、16時ごろにも同様の状況であったので、本船が長時間同じ場所にいることを不審に思い、16時45分ごろ本件組合を訪れ、その旨を伝えた。

本件組合所属の2隻（以下、それぞれ「僚船A」と及び「僚船B」という。）が本船の様子を見に行くことになり、僚船Aが17時02分ごろ、僚船Bが17時10分ごろ、浜益漁港（浜益地区）を出航した。

僚船Aは、本件海域に到着し、船首を北西方に向けて漂泊状態の本船に接舷した。

僚船Aに同乗していた本件組合の職員（以下「職員A」という。）及び組合員（以下「組合員A」という。）は、17時12分ごろ、本船に乗り込んで船長が船内にいないことを確認した。

職員Aは、かに籠漁で使用する漁具の大半が海中に投げられているのに、ボンデン（浮き球）1個が船尾甲板に、アンカー1個が右舷船尾ブルワークに爪が刺さった状態で残っていたので、船長が投籠作業中に漁具と一緒に落水したのではないかと思い、同アンカーに繋がった桁綱を手繰ってみたところ、海中に沈んでいた船長を発見した。

船長は、発見されたとき、意識不明の状態で、右足首付近に5籠目と6籠目の間の桁綱が絡んでいた。（図1及び図2参照）



図1 漁具の状況

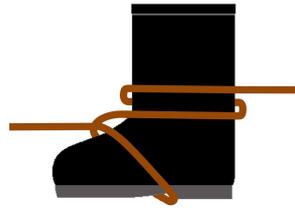


図2 桁綱が絡んだ状況

僚船Bは、船長を船上に引き揚げて浜益漁港（浜益地区）に向かい、17時30分ごろ同港に入航した。

船長は、17時43分ごろ到着した救急車で北海道札幌市の病院へ搬送された後、18時38分に死亡が確認され、後日、医師による司法解剖の結果、死因が短時間での溺死と検案された。

本船は、組合員Aが操船して浜益漁港（浜益地区）に入航した。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

職員Aによれば、本船の行うかに籠漁の投籠作業は、浜益漁港（幌地区）を朝出航し、水深約10mの本件海域において、操舵リモコンを使用して南から北に向け、約2～3ノットの対地速力で航行しつつ、船尾甲板に積まれた籠を手で投入するもので、同作業に要する時間は約30分であった。

本船は、職員Aが乗り込んだとき、主機が中立運転の状態であった。

本船の船尾ブルワークの高さは、甲板上約58cmであった。

船長は、発見時、カップズボン、ヤッケ、ゴム手袋、ゴム長靴及び固型式の救命胴衣を着用していた。

船長は、ふだん、体調不良を訴えていなかった。

船長は、ふだん、ストラップを付けた携帯電話を首から掛けていることが多かったが、本事故後、携帯電話の所在は不明であった。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長は、溺死した。

本船は、本件海域において投籠作業を開始した後、17時12分ごろ無人であることが確認されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。

船長は、投籠作業中、右足首に桁綱が絡み、漁具と共に舷外に引かれて落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も十分に得られなかったことから、右足首に桁綱が絡むに至った状況及び落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

船長は、右足首に桁綱が絡んだ際、主機を中立運転とした可能性が

	あると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が本件海域において投籠作業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。船長は、右足首に桁綱が絡み、漁具と共に舷外に引かれて落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、右足首に桁綱が絡むに至った状況及び落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、操業中、足に絡まるおそれのある索類の位置に留意し、自身の足元に十分注意しながら作業に当たること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

